

令和 7 年 2 月教育委員会臨時会議事録

1 日時 令和 7 年 2 月 25 日（火） 午後 2 時から

2 場所 鈴鹿市役所 本館 11 階 教育委員会室

3 出席 教育長 （廣田隆延）
教育委員会委員（笠井智佳、松嶋康博、服部直美、加藤貴也）

4 議場に出席した職員

教育委員会事務局教育次長（伊川歩）、教育委員会事務局参事（西村佳代子）、参事兼教育総務課長（鈴木明）、参事兼教育政策課長（白木敏弘）、学校教育課長（藤見忠）、教育指導課長（上田由実子）、教育支援課長（鈴木康仁）、文化振興課長（柳井谷光教）、文化財課長（大窪隆仁）、図書館長（中村仁美）、子ども政策課長（長尾哲）、子ども育成課長（中村康次郎）、書記（木葉健介）、書記（久住孝大）

5 議事

- （1）学校県費負担教職員の人事異動内申について（学校教育課）
- （2）専決（令和 6 年度鈴鹿市教育費第 7 号補正予算案）の承認について（教育総務課）
- （3）令和 6 年度鈴鹿市教育費第 8 号補正予算案について（関係各課）
- （4）第 3 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画について（子ども政策課）

6 報告事項

- （1）令和 6 年度小中学校卒業証書授与式の告辞について（教育指導課）

7 その他

- （1）令和 7 年 3 月教育委員会定例会の開催について（教育総務課）

8 傍聴人 0 名

（教育長）皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和 7 年 2 月教育委員会臨時会を開催します。本日の議事録署名委員は、服部委員にお願いいたします。

（教育長）それでは、議事に入ります。議案第 2165 号「学校県費負担教職員の人事異動内申について」でございますが、この議案は、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織

及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定に基づきまして、会議を非公開にしたいと存じます。議案第 2165 号の会議を非公開とすることに、御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) それでは、御異議がございませんので全会一致で、非公開とすることにいたします。私と委員の皆さん、書記以外の方は、御退席願います。

《教育長・委員・書記（木葉）以外は退席》

議案第 2165 号「学校県費負担教職員の人事異動内申について」
審議承認

《会議関係者再入室》

(教育長) お待たせいたしました。さきほど審議いたしました議案第 2165 号「学校県費負担教職員の人事異動内申について」は、原案のとおり承認されました。

(教育長) それでは、次に、議案第 2166 号「専決（令和 6 年度鈴鹿市教育費第 7 号補正予算案）の承認について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた令和 6 年度鈴鹿市教育費第 7 号補正予算案について、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第 2166 号「専決（令和 6 年度鈴鹿市教育費第 7 号補正予算案）の承認」について、説明申し上げます。議案書の 3 ページ、「1 教育費補正額」を御覧ください。この度の補正につきましては、お示しのとおり財源内訳の補正をお願いするものでございまして、国・県支出金を 9,244 万 1 千円増額し、一般財源におきまして、同額の減額をお願いするものでございます。内容でございますが、令和 6 年度補正予算（第 2 号）で、給食の質を確保するために一般財源を充てて計上しました学校給食費の食材調達費につきまして、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を充当することにより、

財源更正を行おうとするものでございます。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2166 号「専決（令和 6 年度鈴鹿市教育費第 7 号補正予算案）の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2166 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2167 号「令和 6 年度鈴鹿市教育費第 8 号補正予算案について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた令和 6 年度鈴鹿市教育費第 8 号補正予算案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、私からは「令和 6 年度鈴鹿市教育費第 8 号補正予算案」について、教育費全体の補正予算案について一括して説明申し上げるとともに、人件費関係分及び教育総務課所管分の項目について、説明いたします。その後、教育政策課、学校教育課、教育指導課、文化振興課、文化財課、図書館、子ども育成課の順で所管分に係る説明を申し上げます。まず、第 8 号補正予算案につきましては、2 月市議会定例議会へ提案するために、予算編成過程としまして 1 月に各課にて見積書を作成し、財政課へ提出をしております。その後、予算要求内容について政策経営部長査定、副市長査定を経て 2 月中旬に最終、市長査定を受けたものでございます。それでは、議案書の 5 ページを御覧ください。まず、「1 教育費補正額」でございますが、補正前の額は、87 億 1,589 万 4 千円でございます。今回の補正は、3 億 2,838 万 2 千円の減額をお願いするものでございまして、補正後の額は、83 億 8,751 万 2 千円となります。次に財源内訳でございますが、国・県支出金は 4,294 万 4 千円の減額、地方債は 1 億 3,420 万円の減額、その他として 4,566 万 1 千円の減額、一般財源は 1 億 557 万 7 千円を減額するものでございます。続きまして、6 ページを御覧ください。「3 債務負担行為補正（廃止）」といたしまして学籍就学・就学援助システム分として当初計上しておりました 1,330 万 3 千円及び中学校建設事業として当初計

上しておりました2億8,479万円を全て廃止しております。次に「4 地方債補正(変更)」
といたしまして中学校施設整備事業を5億1,330万円から3億9,030万円に給食センター
施設整備事業を1億2,600万円から1億1,480万円に変更しております。補正予算案全体
に関する説明は以上でございます。

続きまして、人件費関係分及び教育総務課所管分の項目について説明いたします。5ペ
ージに戻っていただき「2 教育費補正額内訳」を御覧ください。まず、人件費関係分とい
たしまして(項)教育総務費(目)事務局費の「人件費／一般職」56万5千円の減額、(項)
小学校費(目)学校管理費の「人件費」1,042万2千円の減額、(項)幼稚園費(目)幼稚園
費の「人件費」1,153万4千円の減額、(項)社会教育費(目)社会教育総務費の「人件
費」1,137万1千円の減額、続きまして6ページを御覧ください、(目)図書館費の「人件
費」131万9千円の増額、(項)保健体育費(目)保健体育総務費の「人件費」1,810万3千
円の減額、(目)学校給食センター費の「人件費」369万円の増額でございまして、それぞ
れ年度末精算でございます。さらに、6ページで教育総務課所管分となりますが、(項)保
健体育費(目)学校給食センター費「施設改修費」の1,500万円は入札差金による減額、
「第二学校給食センター管理運営費／光熱水費」の800万円は、年度末までの執行見込み
による減額でございます。説明は以上でございます。

(参事兼教育政策課長) 続きまして、教育政策課所管分について、説明申し上げます。5ペ
ージに戻って頂き、「2 教育費補正額内訳」を御覧ください。(項)中学校費(目)学校建設
費「学校施設長寿命化・大規模改造事業費」の2億72万4千円の減額でございます。主な
理由と内訳といたしましては、今年度、白子中学校の東館校舎棟の工事発注を予定してお
りましたが、東館校舎棟にバリアフリー対応として、エレベーターの設置及び渡り廊下を
2階から3階建てへと追加及び変更となりました。そのための追加・変更設計業務の入札
差金分として、1,102万4千円の減額と今年度の工事費用として予算計上しておりました
が、追加及び変更に伴い、今年度に発注する事が困難となったため、東館校舎棟の工事費
用として、1億8,970万円の減額でございます。教育政策課所管分の説明は、以上でござ
います。

(学校教育課長) 続きまして、学校教育課所管分について、説明します。5ページを御覧くだ
さい。「2 教育費補正額内訳」のうち、(項)教育総務費(目)事務局費「就学事務費」549
万9千円の減額は、今年度6月補正予算において、令和6年度、令和7年度の2か年で情
報システムの標準化・共通化を実施するために必要な経費として計上させていただいたと
ころでございますが、標準システムの開発遅延により、今年度の実施を予定しておりました
作業が延期となったため、事業費全額の減額補正をお願いするものでございます。また、
事業費の減額に伴い、地方公共団体情報システム機構からのデジタル基盤改革支援補助金
406万5千円を減額計上しております。なお、本事業につきましては、令和7年度、令和8

年度において実施をするため、令和7年度当初予算で計上させていただいております。続きまして、同じく5ページ「2 教育費補正額内訳」のうち、(項)小学校費(目)教育振興費「学びサポート環境づくり事業費」2,153万8千円及び(項)中学校費(目)教育振興費「学びサポート環境づくり事業費」1,136万6千円の減額でございますが、本事業は、児童生徒の学びを支援するため、小学校や中学校に、非常勤講師、介助員、支援員、看護師等を配置するものでございますが、小学校、中学校とも介助員、支援員の任用人数について、年度当初に見込んでいた人数を配置することができませんでした。また、年度途中におきましても、人材確保が困難な状況が続きましたことによる減額補正をお願いするものでございます。私からの説明は、以上でございます。

(教育指導課長) 教育指導課所管分を説明申し上げます。5ページを御覧ください。はじめに(項)教育総務費(目)教育振興費「教育活動費等／教育研究活動費」100万円の減額は、貸切バス手配委託料の入札差金分を減額の補正により、精算するものでございます。次に、「水泳授業委託事業費」50万円の減額は、貸切バス委託料及びスポーツ指導委託料の入札差金分を減額の補正により精算するものでございます。続きまして「国際化教育推進費」についてですが、当初、JETプログラム外国語指導助手の帰国者を2名で想定しておりましたが、1名であったこと、併せて小学校英語アシスタントの辞退があったことから、150万円を減額するものでございます。「学校図書館巡回指導費」340万円の減額は、講師派遣委託料の入札差金分を減額の補正により精算するものでございます。

最後に、(項)中学校費(目)教育振興費「部活動振興費」についてですが、東海大会全国大会に出場した文化部活動数が見込みより少なかったことから、その執行実績に基づき、120万円を減額するものでございます。以上でございます。

(文化振興課長) それでは、私からは文化振興課所管分につきまして、説明申し上げます。5ページを御覧ください。(項)社会教育費(目)社会教育総務費のうち「地域家庭教育支援事業費」40万円の減額補正でございます。こちらにつきましては、放課後子ども教室の6教室のうち1教室が休止になったことに伴い、委託料の減額を行うものでございます。放課後子ども教室及び土曜体験学習事業につきましては、事業費の3分の2を国・県から補助いただいておりますことから、併せて歳入につきましても、県支出金から26万6千円の減額を行うものでございます。次に、(項)社会教育費(目)社会教育総務費のうち「社会教育関係団体等支援費」12万8千円の減額補正でございます。こちらにつきましては、事業実績に伴い、報償費及び研修負担金の減額を行うものです。文化振興課所管分については以上でございます。

(文化財課長) 私からは文化財課所管分について、説明申し上げます。5ページを御覧ください。(項)社会教育費(目)文化財保護費「一般文化財保存事業費／伊勢型紙技術保存事

業費」22万1千円の減額につきましては、伊勢型紙技術保存会の補助事業の内容変更に伴う補助金の減額によるものです。また、「一般文化財保存事業費／一般文化財保護事業費」45万6千円の減額につきましては、木造天神像防災設備に対する県の補助事業の対象範囲の変更に伴う補助金の減額によるものです。続きまして「文化財保存活用地域計画作成事業費」16万6千円の減額につきましては、印刷費用の実績見込みに伴い、減額するものでございます。次に、(項)社会教育費(目)博物館費「管理運営費／光熱水費」80万円の減額につきましては、考古博物館の電気代の実績に伴い、減額するものでございます。続きまして、「管理運営費／施設管理委託料」745万8千円の減額につきましては、窒素ガス消火設備ガス容器更新業務委託について入札不調等から業務の年度内完了が見込めないため、この業務にかかる予算額を減額するものでございます。なお、この事業につきましては、令和7年度当初予算に同額を計上しております。文化財課所管分については以上でございます。

(図書館長) それでは、私からは図書館の所管分につきまして御説明申し上げます。議案書6ページを御覧ください。(項)社会教育費(目)図書館費「管理運営費／運営・サービス事業費」72万円の減額補正でございます。こちらは、森林環境譲与税を活用した木製備品購入による入札差金が生じたものです。続きまして、(項)社会教育費(目)図書館費「管理運営費／図書購入費」でございます。予算総額には変更ございませんので、0円となっておりますが、内容につきましては、当初予算において歳入の財源として計上していた、財産収入の額の一部を一般財源に変更するものでございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(子ども育成課長) それでは、私からは子ども育成課所管分につきまして説明申し上げます。議案書5ページに戻っていただきまして、(項)教育総務費(目)教育振興費「子育てのための施設等利用給付事業費」132万の減額についてですが、こちらは標準システムの改修に伴う委託費として計上しておりましたが、今年度、標準システムの開発遅延により、作業が延期となりましたので、全額を減額するものでございます。また、歳入においても同額を減額するものであり、令和7年度以降で再度、計上する予定となっております。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2167号「令和6年度鈴鹿市教育費第8号補正予算案について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2167 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2168 号「第 3 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、第 3 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画を定めるについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 1 号の規定により、この議案を提出いたします。

(子ども政策課長) それでは、私からは議案第 2168 号「第 3 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画(案)」につきまして、説明申し上げます。8 ページの資料 1-1「第 3 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画(案)に係る意見公募等の実施結果とその対応について」を御覧下さい。「1 計画策定経過」としまして、まず、(1) 市議会全員協議会において、9 ページの資料 1-2「第 3 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画(案)に対する市議会全員協議会での意見一覧について」のように 7 件の御意見をいただき、1 番と 7 番について修正対応を行いました。1 番については、『「児童」「子ども」などの表記を統一してはどうか』との御意見をいただきました。これらの表記については、法律や、国の示す通知や資料に基づいた表記としており、基本的には原案のとおりとしましたが、御意見を受けて、別冊資料 55 ページの「児童数の減少」を「こどもの数の減少」のように修正した箇所がございます。また、別冊資料の 46 ページ、47 ページにつきましては、再確認をした際に記載誤りの部分がありましたので修正しました。次に 7 番については、養育費の月額金額について、3 万円未満と 3 万円以上の 2 段階に区分し、表記しておりましたが、「ざっくりしすぎているのではないか、もう少し詳細に記載すべきではないか」との御意見をいただきました。これにつきましては、別冊資料 89 ページの「第 2 期鈴鹿市こどもの貧困対策計画」における養育費の月額について、図表 6-3 のように養育費の金額を 6 段階に細分化し、より詳細に表記しました。8 ページの資料 1-1 に戻っていただいて、次に(2) 意見公募(パブリックコメント)についてですが、実施した結果、意見の提出は無く、0 件となっております。次に(3) 意見公募(パブリックコメント)以降の修正についてです。11 ページの「資料 1-3 意見公募(パブリックコメント)以降の修正について」と別冊資料「第 3 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画(案)」を御覧下さい。市議会全員協議会での意見に対する修正は先程御説明したとおりですが、それらを除いた修正点は資料 1-3 に示すとおり 2 点ございます。1 点目ですが、別冊資料の 39 ページを御覧ください。鈴鹿市こども条例の制定過程において、基本理念については、条例骨子案の段階では 4 つ明記していました

が、条例案では6つに変更したことから、修正しております。2点目ですが、別冊資料 81 ページを御覧ください。第 5 章「鈴鹿市放課後児童対策計画」の「1 計画の策定に当たって」につきましては、令和 6 年 12 月 27 日付で国から「放課後児童対策パッケージ 2025」が発出されたことから、その内容を踏まえたものに修正しております。再度、8 ページの資料 1－1 を御覧下さい。「3 今後のスケジュール」ですが、3 月上旬に正副議長説明、3 月 25 日の鈴鹿市こども条例の可決後に、計画と意見公募結果の公表を予定しております。以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(加藤委員) 細かいところですが、別冊資料 96 ページの「(3) 具体的な取組」の 2 項目の「具体的事業」欄で、下から 2 つ目に記載されている「一人親」という表記は漢字でよろしかったでしょうか。他の所は平仮名になっていますが、ここだけ漢字であることに気が付きましたが、これは事業名称として「一人親」という表記になっているのでしょうか。

(子ども政策課長) 委員のおっしゃるとおり、こちらは事業名称でございますので、そのとおりの記載となっております。

(松嶋委員) パブリックコメントが 0 件であったというのは、非常に寂しさを感じています。計画策定の流れを見ますと、鈴鹿市子ども・子育て会議における意見聴取というプロセスを経ているのですが、例えば、パブリックコメントを募集する際に、策定に当たった関係者や諸団体に、個別で声がけをするなどして、改めて御意見を求めるというようなプロセスについて、今後も含めて考えていかれた方がいいのではないかと感じた次第です。パブリックコメントが 0 件ということで、やはり御意見をいただいた方がより良いものになっていく、そこに隠れたニーズなどが埋没している可能性がありますので、今回だけのことというのではなく、周知の仕方等々も含めて、色々な手段を講じることができないかと感じましたので、意見として出させていただきます。

(子ども政策課長) 御意見ありがとうございます。第 2 期の計画策定時には、ある程度の御意見をいただいております。今回の第 3 期計画のパブリックコメント直前に、子ども条例に関するパブリックコメントを実施しておりまして、16 人から約 160 件のたくさん御意見いただいたところがありましたので、実施方法として問題は無いと考えていたのですが、結果的に 0 件であったということで、委員の御意見のとおり、今後のパブリックコメントの実施方法については、再度、検討させていただきます。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りしま

す。議案第 2168 号「第 3 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2168 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に報告事項に移ります。報告事項 1 番目の「令和 6 年度小中学校卒業証書授与式の告辞について」をお願いいたします。

(教育指導課長) それでは、私からは報告事項の 1 番目、「令和 6 年度小中学校卒業証書授与式の告辞」につきまして、説明申し上げます。本年度の卒業証書授与式は、小学校は、令和 7 年 3 月 19 日（水）、中学校は、令和 7 年 3 月 6 日（木）でございます。それでは、教育委員会告辞について報告させていただきます。1 ページを御覧ください。まず、小学校の告辞を読ませていただきます。

卒業生の皆さん、御卒業おめでとうございます。皆さんは、小学校 6 年間の学びを無事終えられ、今ここに、卒業証書を受け取られました。これは、皆さんが多くの方に支えられ、勉学や運動に励(はげ)み、努力されてきた結果です。さて、今日は、筆を口にくわえて文字や絵をかき、1,000 点もの多くの作品を生み出した星野富弘さんを紹介します。幼い頃から運動が得意だった星野さんは、中学校の体育教師になりました。しかし、2 か月後、器械体操の指導中に、首の骨を折り、首から下を動かすことができなくなってしまいます。

「もう二度と体を動かすことはできない。」と絶望する中、入院中に仲良くなった友達へ手紙を書こうと、初めて、ペンを口にくわえます。しかし、やっと書けたのは、ぽつんとついた小さな点だけでした。一度は諦めた星野さんでしたが、手紙を書きたいという強い思いに突き動かされ、半年後、再び挑戦します。あまりに力を入れていたので、ペンをくわえる口の中は、血がにじむほどでした。そしてついに、カタカナの「ア」を書くことに成功します。たった一文字であっても、星野さんには、この上ない喜びとなりました。「もう一度、始めよう。」希望の光が差し込んだ瞬間でした。その後、書ける文字が増え、文となり詩となり、家族が絶やさず枕元に活けてくれた花も、その言葉に添えて描くようになりました。後日、星野さんは、次のように話しています。「けがをして、すべてを失ったと思ったが、気がつくと、私にはまだたくさん残されているような気がした。見ること話すこと、喜びや悲しみを感じられる心、感謝できる心。体は不自由になったが、自由な心が残っていた。」文字を書き始めて 6 年半、まわりの人たちの勧めで、展覧会を開催します。作品は人々に大きな感動を与え、海外での展覧会の開催や美術館の設立へと、その輪が広がっていきました。星野さん自身も、自分に寄せられた優しい心に出会い、勇気づけられたのです。皆さんの人生にも、困難が、立ちほだかることがあるでしょう。しかし、それに立ち向かおうと

努力したり、違う見方をしてみたり、時には別の道を選んだりする経験が、豊かな自分を作っていきます。星野さんのように、人との出会いを力に変えながら、自分を成長させ、誰かの支えになれる人であってください。それはきっと、皆さんの人生の希望へとつながっていくはずです。最後になりましたが、校長先生をはじめ、諸先生方、数々の御支援をいただきました、保護者の皆様や地域の皆様、関係の方々に、深く感謝申し上げますとともに、卒業生の皆さんが、健やかに成長されることを心からお祈りしまして、告辞いたします。

令和7年3月19日 鈴鹿市教育委員会

次に3ページを御覧ください。中学校の告辞を読ませていただきます。

卒業生の皆さん、御卒業おめでとうございます。

皆さんは、中学校課程を無事に終えられ、栄えある卒業証書を手に入れました。これは、皆さんが今日まで勉強や心身の鍛錬に励まれた賜物であり、喜びもひとしおのことと思います。さて、本日は「平和大使」と呼ばれる高校生たちを紹介します。

彼らの活動は、26年前、被爆地長崎に住む2人の高校生が、核兵器廃絶を求める署名を国連に届けたことから始まりました。毎年新たな若者に引き継がれながら、世界中で平和の尊さを訴え続けています。しかし、ここまでの道のりは、決して平坦なものではありませんでした。仲間と意見がぶつかることへの苛立ち。「子どもに何が分かるのか。」という大人の心無い声。何よりも争いが絶えない世界の現状に、悔しさを覚え、自分たちの力の弱さに打ちひしがれます。それでも、祖父母から受け継いだ戦争の悲しみ、教訓、平和への願いを周りの人々に伝え、立ち向かうことこそ、自分たちの役割だという強い思いが、彼らを奮い立たせました。その中で生まれた言葉が「微力だけど無力じゃない」。この言葉を信念として、ひたむきに署名活動が続けた結果、ともに取り組む仲間が徐々に増えていきます。活動開始から14年という長い時を経て、継続的な活動が、世界にも広く知れ渡り、公式の使節団として、国に認められるまでになったのです。

昨年、日本の団体が受賞したノーベル平和賞の授賞式においても、高校生平和大使が注目を集めました。そして、現地の若い世代と交流し、次のように語ります。「高校生の私には今すぐ世界を変える力はありません。だからといって、私たちに力がないわけではありません。たとえ、一人ひとりの力が小さくても、私たちが一体となった時には、世界平和を実現できる大きな力につながっていくことでしょう。」これから皆さんは、それぞれの道を歩んでいきます。誰もが幸せな未来をつくっていくために、一人ひとりが、できることを考えてください。時には、自分一人だけの力に限界を感じることもあるでしょう。しかし、自ら行動を続けていけば、仲間の思いが重なり合い、大きな力につながるはずです。「微力だけど無力じゃない」。この言葉を胸に、新たな一步を踏み出してください。

最後になりましたが、校長先生をはじめ、諸先生方、数々の御支援をいただきました、保護者の皆様や地域の皆様、関係の方々に、深く感謝申し上げますとともに、卒業生の皆さんが、健やかに成長されることを心からお祈りしまして、告辞いたします。令和7年3月6日 鈴鹿市教育委員会

当日は、御出席と告辞の朗読をよろしく願いいたします。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) 卒業生には、事前学習として星野さんの綺麗な絵や詩などを見ていただくというような時間があるそうです。

ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(笠井委員) 告辞を文章として見せていただくと、改めて素晴らしいと思いました。この中の学校告辞のテーマに関しましては、昨年にノーベル平和賞を日本が受賞したということで、この話題をテーマとすることにすごく理解ができました。先ほど、教育長からもお話がありましたように、星野さんのことを事前学習するということですが、私自身が星野さんについて詳しく存じ上げませんので、例えば、学校の教科書などで取り上げられている方であるのか、また、海外での展覧会開催や美術館設立などのお話が出ておりましたので、今年、何かイベントなどがあったのかなど教えていただけましたらと思います。

(教育指導課長) 星野さんにつきましては、教科書でも取り上げられている方なのですが、本市が採択している教科書には載っていないので、子どもたちにあらかじめ知ってもらうために事前学習が必要であると考えております。その星野さんが昨年にお亡くなりになられたため、取り上げさせていただきました

(服部委員) 毎年、本当に大変な思いをして、告辞文を仕上げていただくということで、頭の下がる思いです。他の仕事と並行して、12月からこれまでに何度も会議を重ねて仕上げていただいたことに感謝をいたします。いつも誰をテーマにするのかというところから色々と考えていただいたと思うのですが、私自身のこれまでの経験を思い起こすに、個人をテーマとした覚えしかなく、団体をテーマとしたという覚えがあまりございません。そのあたりは、西村参事が一番お詳しいと思うのですが、今回、団体をテーマにされた大きな理由や、団体にしたことなどどんな御苦勞があったかなど教えていただけたらと思います。

(教育指導課長) 中学校の告辞につきましては、日本がノーベル平和賞を受賞したということもあり、今回、生徒達と年代が近い高校生が世界に向けて活動しているというところで、ぜひ生徒達にも、「自分たちでもこういうことができるのだ。」ということを知って欲しいという思いから始まり、この団体を選んだという経緯があります。苦勞をした部分としては、高校生が発信しているメッセージというので、歴史を辿っていく中で、誰が言った言葉であるのか分からない部分があり、また、自然と受け継がれてきたメッセージであるため、それらを伝えるための表現には苦勞しました。

(服部委員) 26 年前の 2 人の高校生ということは、その方達は今では 44 歳位になられているということで、その道のりを思うと、本当に微力であるけれども、無力ではなかったということが伝わってくる良い文章であると思いました。小学校の告辞について、細かいことで申し訳ないのですが、2 ページ目の「感謝できる心」というのは、この箇所に出したということは、家族への感謝の気持ちということになるのでしょうか。また、同じく 8 行目のところで、星野さんが「自分に寄せられた優しい心」に出会ったとありますが、これは、勧めてくれたまわりの人たち、展覧会を見に来てくださった人たちのことも含まれているのでしょうか。

「皆さんの人生にも、困難が…」というところがあるのですが、その 2 行を「星野さんのように、人との出会いを力に変えながら…」というこの部分は並列ですか。それともどちらかに力を置きたいと思われたのでしょうか。

(教育指導課長)「感謝できる心」というところについては、家族の方であるとは思いますが、家族も含めて自分の周りにいる方すべてというように私は解釈しております。「自分に寄せられた優しい心」というのは、星野さん自身がまわりの人たちの勧めで、美術館設立や展覧会を開催した際に、やはり自分自身にたくさんの方々の優しさに出会い、勇気づけられたという部分に掛かっていると認識しています。「皆さんの人生にも、困難が…」の部分については、これから先、子どもたちにも困難なことがあると思うのですが、人と出会うことで自分が成長できること、誰かの支えになれるということで、並列やどちらかに重きを置くというよりも困難なときには、支えられるような人になって欲しいという願いを込めております。

(服部委員) 並列かどうかと言いましたのは、「しかし、…」のところからの 2 行と、「星野さんのように…」からの 2 行です。特に、「しかし、…」からの 2 行で言いたいことはとてもよく分かります。その後の「人との出会い…」ということも伝わるのですが、「星野さんのように…」と始めに書かれていたため、先ほどの質問をさせていただきました。

(教育委員会事務局参事) 伝えたいことが 2 つ書いてありますので、どちらに力を置いているのかということになるのでしょうか。

(服部委員) 両方とも子ども伝えたいことはよく伝わります。修正してほしいと思っているではありませんので。ここまで考えていただいたことに感謝しています。

(松寫委員) 本当にすばらしい告辞であり、卒業生の皆さんに届いて欲しいと感じた次第です。修正とかそういった話ではなく、昨年も、朗読する際の息継ぎのタイミングや切り方のところを示していただいたと思うのですが、小学校の告辞の 1 ページ目の下から 6 行目

のところで、「もう一度、始めよう。」希望の光が差し込んだ瞬間でした。」のところで、これを文字面で見ると、星野さんがもう一度始めようと心に呟いたことがよく分かるのですが、聴いているだけですと、「もう一度、始めよう。希望の光が差し込んだ瞬間でした。」とそのまま言ってしまうと意味が取りにくいので、「もう一度始めよう。」のところで1テンポ置いてから次を読むとすごく伝わりと感しましたので、息継ぎのタイミングの御指示をいただければと思います。

(教育指導課長) 中学校の方は、読上げのマニュアルを考えていたのですが、小学校の方も御準備させていただきます。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。「令和7年3月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 令和7年3月教育委員会定例会でございますが、令和7年3月17日(月)午後1時30分から教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、令和7年3月教育委員会定例会を令和7年3月17日(月)午後1時30分から教育委員会室において、開催することにいたします。

(教育長) 以上をもちまして令和7年2月教育委員会臨時会を終了いたします。ありがとうございました。

2月教育委員会臨時会終了 午後3時6分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長

委 員